

報告第5号

西海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第8号

西海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年西海市条例第22号）の一部を次のように改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

西海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年西海市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号

を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「第20条第2項に規定する」を「第20条第2項の規定による」に改め、同項第5号中「第40条第2項に規定する」を「第40条第2項の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第38条第2項に規定する」を「第38条第2項の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第28条に規定する」を「第28条の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号中」を「同項第4号中」に、「同項第4号中」を「同項第5号中」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「第20条第2項に規定する」を「第20条第2項の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「第59条の17第2項に規定する」を「第59条の17第2項の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第38条第2項に規定する」を「第38条第2項の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第28条に規定する」を「第28条の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に

次の１号を加える。

- (３) 第70条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第６項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第１項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第５号中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

- (７) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する

方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）と

の間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時期等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条前段中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専

門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「病院」を「医療機関」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11

号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の西海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と

する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

新旧対照表

西海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年3月19日 西海市条例第22号	西海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年3月19日 西海市条例第22号
第1条～第5条　（略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）	第1条～第5条　（略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）
第6条　（略） 2～4　（略）	第6条　（略） 2～4　（略）
5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 （1）～（10）　（略）	5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 （1）～（10）　（略） <u>（11） 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号） 附則第130条の2 第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定す</u>

新	旧
(11) (略) 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>敷地</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することができる。 7～12 (略) (管理者) 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 第8条 (略)	<u>る指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u> (12) (略) 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>施設</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することができる。 7～12 (略) (管理者) 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の業務に従事することができる。 第8条 (略)

新	旧
(内容及び手続の説明及び同意) 第9条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 (略) 第10条～第23条 (略)	(内容及び手続の説明及び同意) 第9条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 (略) 第10条～第23条 (略)

新	旧
(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> 第25条～第33条 (略) (揭示) 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概	(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> 第25条～第33条 (略) (揭示) 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概

新	旧
要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> 第35条～第41条 （略） （記録の整備） 第42条 （略） 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) （略）	要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 第35条～第41条 （略） （記録の整備） 第42条 （略） 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) （略）

新	旧
(2) 第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 及び(4) (略) (5) <u>第24条第9号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (6) 第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (7) 第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (8) 第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3 (略) 第43条～第46条 (略) (訪問介護員等の員数) 第47条 (略) 2 (略) 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	(2) 第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 及び(4) (略) (5) 第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3 (略) 第43条～第46条 (略) (訪問介護員等の員数) 第47条 (略) 2 (略) 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

新	旧
4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) (11) (略) 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 (略) (管理者) 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事	4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) (11) <u>指定介護療養型医療施設</u> (12) (略) 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 (略) (管理者) 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事

新	旧
業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができる。 第49条及び第50条 （略） （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) （略） <u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は<u>同一敷地内の他の事業所</u>、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の他の事業所</u>、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができる。 第49条及び第50条 （略） （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) （略）

新	旧
<u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) 第52条～第57条 (略) (記録の整備) 第58条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する<u>第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> <u>(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u>	<u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) 第52条～第57条 (略) (記録の整備) 第58条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する<u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> <u>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u>

新	旧
(5) 次条において準用する<u>第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する<u>第40条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3 (略) 第59条～第59条の3 (略) (管理者) 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第59条の5～第59条の8 (略) (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略)	(4) 次条において準用する<u>第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する<u>第40条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3 (略) 第59条～第59条の3 (略) (管理者) 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第59条の5～第59条の8 (略) (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略)

新	旧
(5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (7) (略) (8) (略) 第59条の10～第59条の18 (略) (記録の整備) 第59条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	(5) (略) (6) (略) 第59条の10～第59条の18 (略) (記録の整備) 第59条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

新	旧
(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) 3 (略) 第59条の20～第59条の20の2 (略) (準用) 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第	(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) 3 (略) 第59条の20～第59条の20の2 (略) (準用) 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第

新	旧
34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書きの場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号中</u>「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第5号中</u>「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。 第59条の21～第59条の23 （略） （管理者） 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごと	34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書きの場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号中</u>「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第4号中</u>「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。 第59条の21～第59条の23 （略） （管理者） 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごと

新	旧
に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 及び 3 (略) 第59条の25～第59条の29 (略) (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 及び (2) (略) (3) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (5) (略) (6) (略)	に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の</u>事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 及び 3 (略) 第59条の25～第59条の29 (略) (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 及び (2) (略) (3) (略) (4) (略)

新	旧
<u>(7)</u> (略) 第59条の31～第59条の36 (略) (記録の整備) 第59条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(7) 次条において準用する第59条の17第2項の規定による</u>報告、評価、要望、助言等の記録 <u>(8) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<u>(5)</u> (略) 第59条の31～第59条の36 (略) (記録の整備) 第59条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 <u>(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録 <u>(7) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

新	旧
3 (略) 第59条の38～第61条 (略) (管理者) 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2 (略) 第63条及び第64条 (略) (利用定員等) 第65条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指	3 (略) 第59条の38～第61条 (略) (管理者) 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2 (略) 第63条及び第64条 (略) (利用定員等) 第65条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指

新	旧
定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知	定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。な

新	旧
症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 (略) 第67条～第69条 (略) (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (7) (略) (8) (略)	お、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u> 2 (略) 第67条～第69条 (略) (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) (略) (6) (略)

新	旧
第71条～第78条 （略） （記録の整備） 第79条 （略） 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完了の日から2年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 次条において準用する<u>第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> <u>(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 次条において準用する第59条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</u> <u>(7) （略）</u> 3 （略）	第71条～第78条 （略） （記録の整備） 第79条 （略） 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完了の日から2年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 次条において準用する<u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> <u>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> <u>(6) （略）</u> 3 （略）

新	旧									
第80条及び第81条 （略） （従業者の員数等） 第82条 （略） 2～5 （略） 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。 <table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</td><td>介 護 職 員</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介 護 職 員	(略)			第80条及び第81条 （略） （従業者の員数等） 第82条 （略） 2～5 （略） 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。 <table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床</u></td><td>介 護 職 員</td></tr></table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床</u>	介 護 職 員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介 護 職 員								
(略)										
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床</u>	介 護 職 員								

新	旧						
7～13 (略) (管理者) 第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができる。	<table><tr><td></td><td><u>を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table> 7～13 (略) (管理者) 第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1</u>		<u>を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u>		(略)		
	<u>を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u>						
(略)							

新	旧
2及び3 (略) 第84条～第91条 (略) (指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げる ところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を 行ってはならない。 (6) (略) (7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を 図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他</u>	<u>号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。</u> 2及び3 (略) 第84条～第91条 (略) (指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げる ところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体の拘束その 他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）</u> を行ってはならない。 (6) (略)

新	旧
<u>の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため の研修を定期的実施すること。</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>第93条～第106条 (略)</u> <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置)</u> <u>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多 機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向 上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小 規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービ スの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員 会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 定期的開催しなければならない。</u> (記録の整備)	<u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>第93条～第106条 (略)</u> (記録の整備)

新	旧
第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) 3 (略) 第108条～第110条 (略) (管理者)	第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) 3 (略) 第108条～第110条 (略) (管理者)

新	旧
第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2及び3 (略) 第112条～第120条 (略) (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。 2及び3 (略) 第112条～第120条 (略) (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

新	旧
第122条～第124条 （略） （協力医療機関等） 第125条 （略） <u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>（2） 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第</u>	第122条～第124条 （略） （協力医療機関等） 第125条 （略）

新	旧
<u>9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) 第126条 (略) (記録の整備) 第127条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該	<u>2</u> (略) <u>3</u> (略) 第126条 (略) (記録の整備) 第127条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該

新	旧
提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第115条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第117条第6項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) 3 (略) (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第	提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第115条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第117条第6項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) 3 (略) (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条<u>及び第104条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する

新	旧
31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従事者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第129条 （略） （従業者の員数） 第130条 （略） 2～6 （略） 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、	運営規程」とあるのは「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従事者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第129条 （略） （従業者の員数） 第130条 （略） 2～6 （略） 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、

新	旧
サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) (略) 8～10 (略) <u>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u> <u>(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u> <u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u> <u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u> <u>ウ 緊急時の体制整備</u>	サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) <u>(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u> <u>(3) (略)</u> 8～10 (略)

新	旧
<u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u> <u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u> <u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u> <u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> <u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u> (管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。	(管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）</u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。

新	旧
第132条～第146条 （略） （協力医療機関等） 第147条 （略） <u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように</u>	第132条～第146条 （略） （協力医療機関等） 第147条 （略）

新	旧
<u>努めなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時期等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 (略)</u> (記録の整備) 第148条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第136条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等	<u>2 (略)</u> (記録の整備) 第148条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第136条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の

新	旧
の記録 (3) 第138条第5項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第146条第3項<u>の規定による</u>結果等の記録 (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) 3 (略) (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中	記録 (3) 第138条第5項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第146条第3項<u>に規定する</u>結果等の記録 (5) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) 3 (略) (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで<u>及び第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」と

新	旧
「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは、「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 第150条 （略） （従業者の員数） 第151条 （略） 2～7 （略） 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められ	あるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは、「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 第150条 （略） （従業者の員数） 第151条 （略） 2～7 （略） 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められ

新	旧
るときは、これを置かないことができる。 (1) 及び(2) (略) (3) 病院 栄養士<u>又は</u>管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。） (4) (略) 9～17 (略) 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 医務室 医療法<u>（昭和23年法律第205号）</u>第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。	るときは、これを置かないことができる。 (1) 及び(2) (略) (3) 病院 栄養士<u>若しくは</u>管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）<u>又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u> (4) (略) 9～17 (略) 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。

新	旧
(7)～(9) (略) 2 (略) 第153条～第165条 (略) (緊急時の対応) 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 <u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u> (管理者による管理) 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事する常勤の者でなければなら	(7)～(9) (略) 2 (略) 第153条～第165条 (略) (緊急時の対応) 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 (管理者による管理) 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事する常勤の者でなければなら

新	旧
ない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) (略) (5) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行う</u>こと。 (6) 第177条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等を記録すること。 (7) 第175条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての<u>記録を行う</u>こと。 第168条～第171条 (略) (協力<u>医療機関</u>等)	ない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等又は本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) (略) (5) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>を記録する</u>こと。 (6) 第177条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等を記録すること。 (7) 第175条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録する</u>こと。 第168条～第171条 (略) (協力<u>病院</u>等)

新	旧
第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u> (1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> (2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> (3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u> 2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> 3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければ</u>	第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）を定めておかなければならない。</u>

新	旧
<u>ならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u> <u>6 （略）</u> 第173条～第175条 （略） （記録の整備） 第176条 （略） 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 第155条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等	<u>2 （略）</u> 第173条～第175条 （略） （記録の整備） 第176条 （略） 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 第155条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の

新	旧
の記録 (3) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) 3 (略) (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、<u>第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定</u>は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問	記録 (3) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) 3 (略) (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15<u>及び第59条の17第1項から第4項までの規定</u>は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

新	旧
介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 第178条～第186条 （略） （勤務体制の確保等） 第187条 （略） 2～4 （略） <u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>6</u> （略） 第188条 （略）	とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 第178条～第186条 （略） （勤務体制の確保等） 第187条 （略） 2～4 （略） <u>5</u> （略） 第188条 （略）

新	旧
(準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第106条の2</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第	(準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは

新	旧
158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>法第8条第23項第1号に規定するもの</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 （従業者の員数等） 第191条 （略） 2～6 （略）	は「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 （従業者の員数等） 第191条 （略） 2～6 （略）

新	旧
7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。 (1)～(3) (略) <u>(4) (略)</u> 8～14 (略) (管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。	7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> <u>(5) (略)</u> 8～14 (略) (管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</u>

新	旧
2 及び 3 (略) 第193条～第196条 (略) (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を</u>妥当適切に行うものとする。 (2)～(6) (略) (7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機</u>	2 及び 3 (略) 第193条～第196条 (略) (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</u> (2)～(6) (略)

新	旧
<u>能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u> イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ウ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) 第198条～第200条 (略) (記録の整備) 第201条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) 第197条第6号<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) 第198条～第200条 (略) (記録の整備) 第201条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) 第197条第6号<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

新	旧
(4) 及び(5) (略) (6) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) 3 (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、<u>第106条及び第106条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において	(4) 及び(5) (略) (6) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) 3 (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで<u>及び第106条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」

新	旧
同じ。) 」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等) 第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ	と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等) 第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ

新	旧
る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 （略）	る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。 2 （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（重要事項の揭示に係る経過措置）
- この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の西海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用

については同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。